（審査案件第 125 号）

答　　申

第１　審査会の結論

長野県知事が行った、〇〇に関する申出に関連する文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第２　審査請求の経過

１　令和８年１月５日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和７年５月 13 日付及び令和７年 12 月１日付・12 月４日付で申出人（〇〇）が提出した、〇〇に関する申出に関連して、長野県農政部農業政策課が作成又は取得した一切の文書。

具体的には以下を含むがこれに限らない。

(1) 申出の受付・回覧に関する文書
(2) 〇〇に対する事実確認・調査の記録（面談記録、電話応対記録、質問書、回答書等）
(3) 〇〇に対する指導に関する文書（通知、勧告、改善要請、口頭指導の記録等）
(4) 〇〇から提出された報告書、改善計画、回答書等
(5) 〇〇との連絡・照会に関する文書（個人情報漏洩該当性に関する全国本部の見解聴取に係る記録を含む）
(6) 本件に関する内部検討資料（起案文書、決裁文書、会議記録等）
(7) 申出人への回答（７農政号外　令和７年 12 月 26 日付）の起案・決裁に関する文書

２　令和８年１月 19 日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第７条第２号に規定する個人に関する情報を公開することになるとの理由により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「本件決定」という。）を行った。

３　令和８年４月 10 日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消し

及び対象公文書を公開するとの裁決を求めて審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件実施機関は、審査請求人からの問合せに対する回答や、保有個人情報の開示決定等において、対象文書の存在を認めている。したがって、本件決定において公文書の存在を隠すことは、条例の解釈及び適用を誤ったものであり、裁量権を著しく逸脱し、又は濫用した違法かつ不当な処分であるから、取り消されるべきである。

第４　本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件請求は、特定の個人を指名した上で、その者が「○○に対して行った申出」に関する文書の公開を求めるものである。したがって、文書が存在すると回答すれば当該個人が申出を行った事実が、存在しないと回答すれば当該個人が申出を行っていない事実が明らかとなり、いずれも個人に関する情報を公開することとなる。

２　審査請求人が主張する回答書や保有個人情報開示決定等との関係については、保有個人情報開示制度は本人の権利に基づく制度であるのに対し、情報公開制度は何人にも認められた制度であり、請求者が誰であるか等の個別的事情によって公開決定等の判断に影響を及ぼすものではない。

第５　審査会の判断理由

１　基本的な考え方について

条例は、第１条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

また、条例第５条では、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができると規定され

ている。その趣旨は、公開請求権は何人に対しても等しく認められた権利であり、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の公開決定等の判断に影響を及ぼすものではないというものである。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断する。

２　本件決定の妥当性について

本件請求は、特定の個人の氏名、申出先及び申出日を具体的に示した上で、当該個人が行ったとされる申出に関連して、長野県農政部農業政策課が作成又は取得した一切の文書の公開を求めるものである。

本件実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第７条第２号に該当する非公開情報を公開することとなるとして、条例第 10 条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する本件決定を行った。

本件決定について、審査請求人は、本件実施機関が、審査請求人からの問合せに対する回答や保有個人情報開示決定等において、対象文書の存在を認めていることから、文書の存否を明らかにしないとした本件決定は違法かつ不当であると主張する。一方、本件実施機関は、文書が存在すると回答すれば当該個人が申出を行った事実が、存在しないと回答すれば当該個人が申出を行っていない事実が明らかとなると主張する。

本件決定が妥当であるというためには、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって明らかとなる情報が、条例第７条第２号に規定する非公開情報に該当することが必要である。

したがって、まずは本件請求に係る公文書の条例第７条第２号該当性について検討し、次に条例第 10 条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定を行ったことの妥当性について検討する。

(1)　条例第７条第２号該当性について

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。ただし、これらの非公開情報のうち、本号アからウまでに該当する情報は、非公開情報から除外されている。

本件請求は、特定の個人の氏名、申出先及び申出日を具体的に示した上で、当該申出に関連して本件実施機関が作成又は取得した公文書の公開を求めるものである。このため、本件請求に対し対象文書が存在する旨を答えた場合には、当該個人が当該申出を行い、本件実施機関がこれを受け付け、又はこれに関連して一

定の対応を行ったという事実が明らかになる。これらの事実は、氏名その他の記述により特定の個人を識別することできる個人に関する情報であり本号に該当すると認められる。審査請求人は、本件実施機関が、審査請求人からの問合せに対する回答及び保有個人情報の開示決定等において、対象文書の存在を認めていると主張する。この点について、これらは特定の相手方に対する回答又は本人による保有個人情報の開示請求に基づくものであり、当該情報を何人に対しても公にしたものとは認められない。したがって、これらの事情をもって、当該情報が本号アに該当するとは認められない。また、当該情報が本号イ又はウに該当する特段の事情も認められない。

よって、本件請求に係る公文書の存否を答えることによって明らかとなる情報は、本号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

(2)　条例第 10 条の規定による公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定の妥当性について

条例第 10 条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第７条各号の非公開情報を公開することとなる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。

(1)に記載のとおり、本件請求の内容は、それ自体が条例第７条第２号に規定される非公開情報に該当するところ、当該公文書の存否を答えることによって、特定の個人による申出及びこれに対する本件実施機関の対応状況に関する個人情報が明らかになる。したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第７条第２号に規定する非公開情報を公開することとなると認められる。

よって、本件実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した決定は、妥当である。

３　審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

４　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査経過

令和８年(2026 年)　　７月２日　　諮問
９月４日　本件実施機関からの意見聴取及び審議
11 月 18 日　審議終結